

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案について

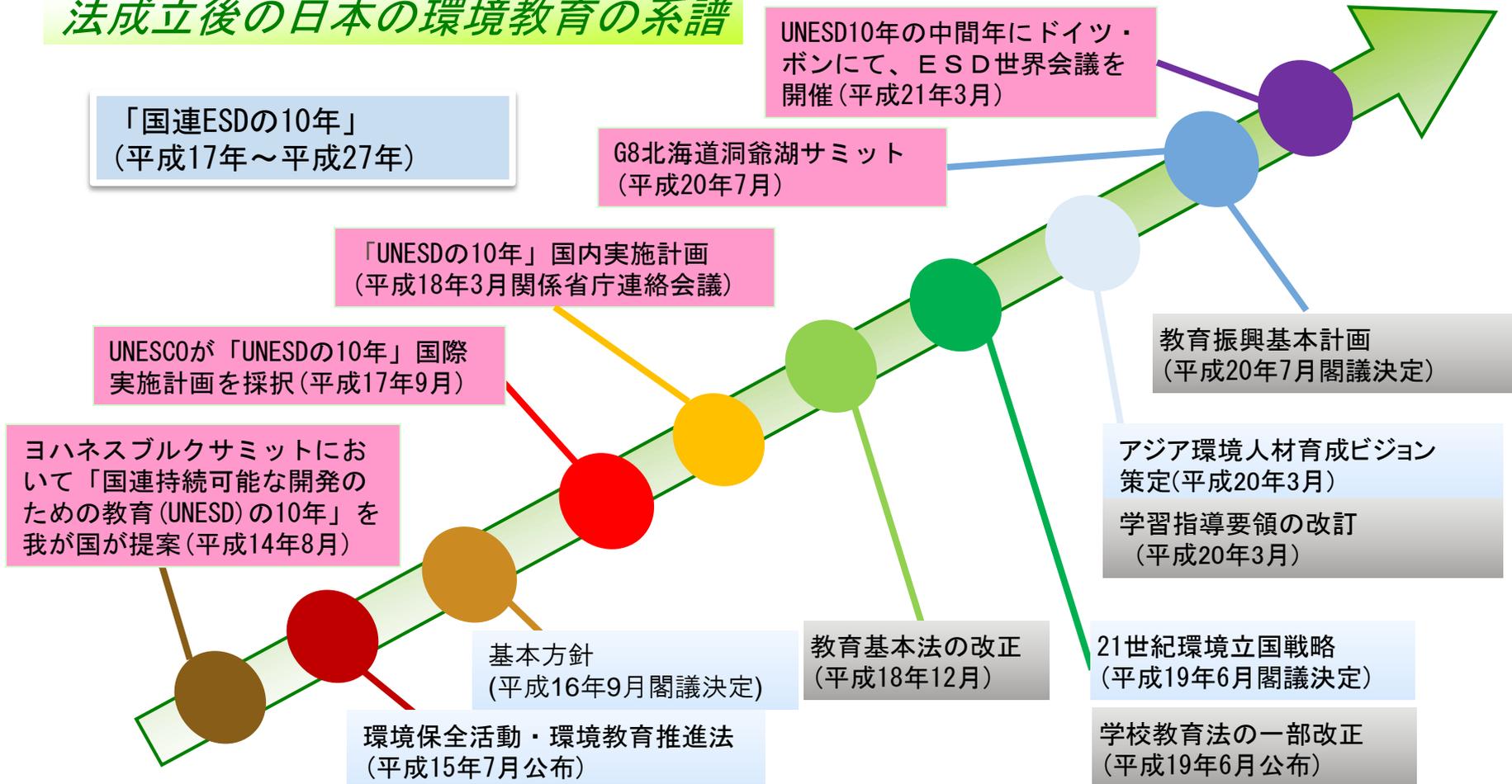
環 境 省



法改正の背景①

環境教育の一層の充実が重要

法成立後の日本の環境教育の系譜





法改正の背景②

環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働が重要

➤グリーンニューディールの中での環境人材づくりへの関心の高まり

☆「緑の経済と社会の変革」(平成21年4月20日齊藤鉄夫環境大臣より発表)における環境ビジネスの将来見通し

	2006年	2020年
市場規模	70兆円	120兆円
雇用規模	140万人	280万人

☆米国では、「グリーンカラー」の看板のもと、環境関連の人材育成を強力に推進

➤公共サービスにおける民間団体の活用の広まり

☆環境NPOの法人数は5年間で約2倍

4,720法人(H16.3.31)→10,587法人(H21.3.31) (内閣府HPより)

☆環境省におけるNPOとの契約:120件(契約全体の約5%)



改正案の概要①

現行法

「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定をおいたが、他は訓示規定

①基本理念等

自発的意思の尊重、多様な主体の参加と地域住民の福祉の維持向上等

②地方自治体による推進枠組み

環境教育・環境保全の意欲の増進についての方針等<訓示規定>

③学校教育における環境教育

国・自治体は、学校教育等における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置<網羅的だが抽象的>

改正案

体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと取組を発展させるため、具体的規定を充実

①基本理念等の充実

- 法目的に、協働取組の推進を追加
- 基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的发展等を追加

②地方自治体による推進枠組みの具体化

- 環境教育・協働取組推進の行動計画
- 地域協議会などの手続を具体的に規定

③学校教育における環境教育の充実

- 学校施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規定を追加
- 学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、詳細化

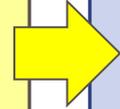


改正案の概要②

現行法

④環境教育等の基盤整備

- 人材認定等事業(環境教育人材を育成又は認定する事業の登録制度)
- 国、自治体における環境保全の意欲の増進に関する体制の整備

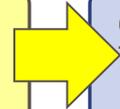


④環境教育等の基盤強化等

- 人材認定等事業の登録対象に協働取組のファシリテーターの認定等や環境教育の教材開発等を追加
- 環境教育等支援法人の指定

⑤体験の機会の場の提供の促進

国は、自然体験等の機会の場の提供を促進<詳細規定なし>

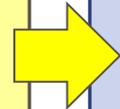


⑤体験の機会の場の提供の仕組み導入

自然体験等の機会の場の都道府県による認定制度の導入。

⑥協働取組の在り方の周知

国は、協働取組の方法等を周知<詳細規定なし>



⑥環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進

- 公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮
- 協働取組推進のための協定制度の導入
- 事業型環境NPOの活動支援

これらの改正に併せ、法律名を「環境教育等の推進による環境保全のための国民の取組の促進に関する法律」に変更。



改正後の法律の概要

持続可能な社会の構築

- 環境教育等支援法人
- 人材認定等事業の登録 等

環境保全活動

- 民間団体への公共サービスの参入機会の増大
- 協定の締結の促進
- 環境教育等支援法人
- 人材認定等事業の登録 等

協働取組

理解の深まり
意欲の高まり

環境保全の意欲の増進

- 環境保全の意欲の増進等の拠点機能整備
- 体験の機会の場の認定
- 環境教育等支援法人
- 人材認定等事業の登録 等

環境教育

- 学校や職場における環境教育の充実
- 環境教育等支援法人
- 人材認定等事業の登録 等

- 財政上の措置等
- 民間の自立性への配慮

- 情報の積極的公表等
- 環境教育等推進会議 等



目的(第1条)

持続可能な社会の構築のためには...

環境保全活動

環境保全の意欲の増進

環境教育

協働取組

を各界各層が進めていくことが重要です。

本法では...

基本理念

各主体の責務

基本方針

各種支援施策

などを定めます。

本法の制定により...

現在及び
将来の国民の
健康で文化的な
生活の確保

に寄与することを
目的としています。



定義(第2条)

環境の保全に関する取組

環境保全の意欲の増進

環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるもの。

環境教育

家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動。

協働取組

国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う取組。

※NPO等による調査研究や政策提言活動の実情を踏まえ、環境保全活動の定義中「環境の保全上直接の効果を有するもの」という文言を削除し、環境保全活動の範囲を拡大。



基本理念(第3条)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育を行う際の基本的な理念を規定。

**民間の自発的な
意思を尊重しよう！**

**各主体が適切な役割分担の下、
対等の立場で参加・協力を！**

**透明で継続性の
ある取組を！**

**生命を尊び、自然を大切にし、
環境の保全に寄与する態度を
養おう！**

以下の点に配慮しよう！

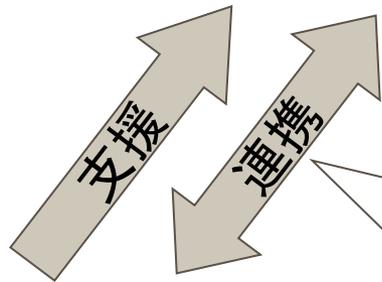
- ・自然環境をはぐくみ、維持管理することの大切さへの理解
- ・国土の保全、地域の産業、生活、福祉の向上
- ・地域の文化、歴史の継承



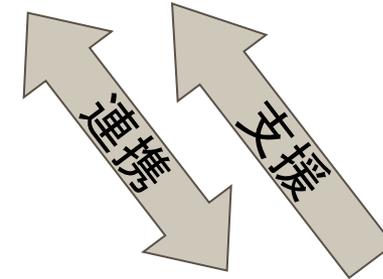
各主体の責務(第4条～第6条)

国民、事業者、民間団体

- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組を自ら進んで行うよう努める。
- 他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組に協力するよう努める。



国は、環境の保全に関する施策の策定、実施に当たって、国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意するものとする。



国

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組の推進に関する基本的かつ総合的な施策の策定し、実施する。

適切な
役割分担

地方公共団体

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組の推進に関し、地域の特性に応じた施策の策定、実施に努める。



国による基本方針の作成(第7条)

基本方針に定める事項

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組の推進に関する

- ①基本的な事項
- ②政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- ③その他推進に関する重要な事項

配慮

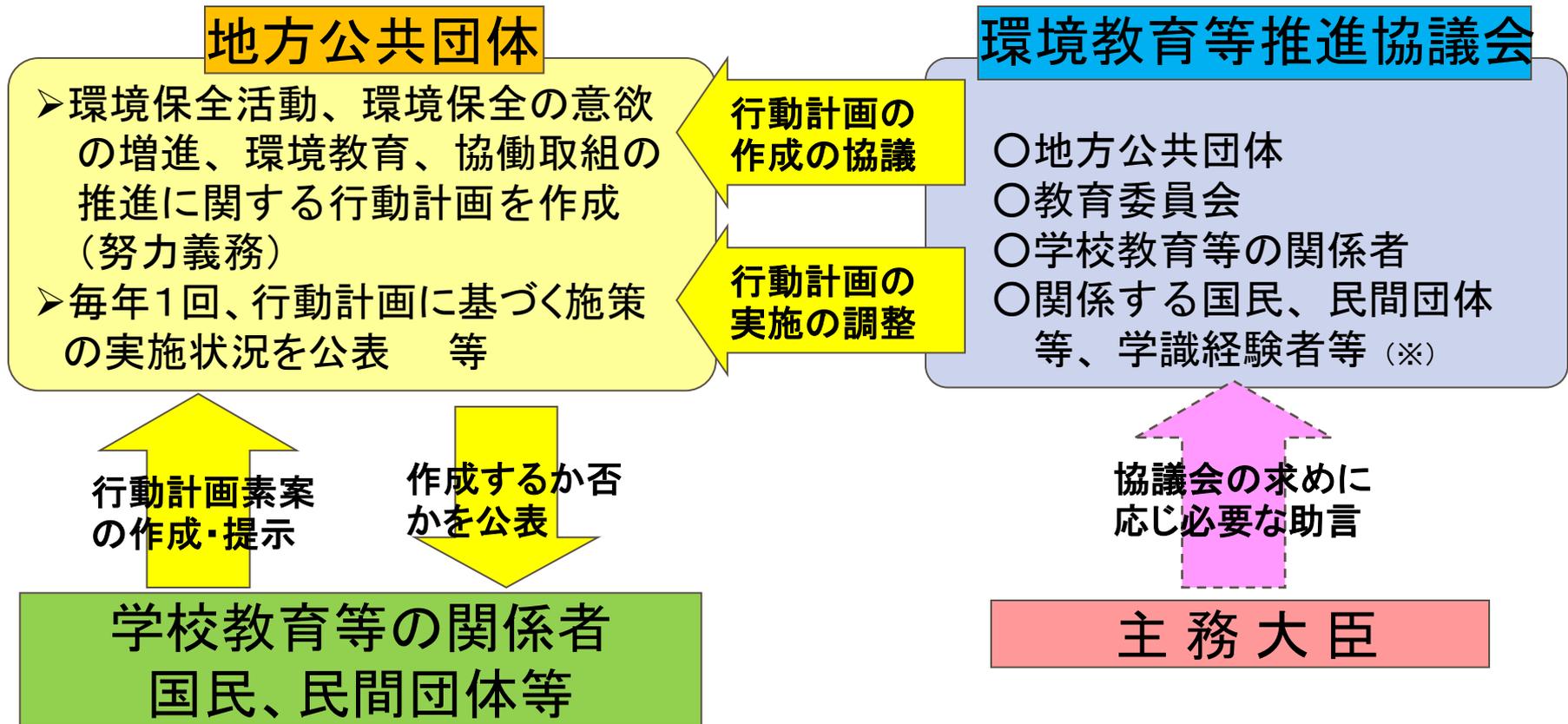
国際的な連携の確保、持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組(ESD)の促進

※平成16年9月24日閣議決定。今回の法改正や近年の環境教育等を巡る状況の変化を踏まえ、基本方針を改定する予定。



地方公共団体の行動計画の作成(第8条～第8条の3)

※今回の法改正において、第8条(行動計画)は全面改正、第8条の2(協議会)及び第8条の3(行動計画の作成等の提案)は新規事項。



※地方公共団体は、協議会の構成員を決定するに当たっては、公募を行うように努める。



学校教育等における環境教育に係る支援等(第9条)

※今回の法改正において、抽象的であった規定をより詳細化。

①国は、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを支援するため、以下の措置を実施。

- 学校教育における環境教育の充実
- 教育職員の研修の内容の充実
- 参考となる資料等の情報の提供
- 教材の開発 等



②国は、環境教育の教材としての活用、環境負荷低減のため、校舎等の学校施設の整備に際し適切な配慮を促進。



※地方公共団体は、上記の国の施策に準じた措置を講ずるよう努めるとともに、国は、地方公共団体に対し必要な助言等を講ずるよう努める。



職場での環境保全の意欲の増進及び環境教育(第10条)

民間団体、事業者、国や地方自治体は、その雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境教育等を行うよう努める。

- ▶雇用する職員に対して、
 - ・環境学習・研修の充実
 - ・環境ボランティア体験の機会
 - ・情報の提供などを行うよう努める。

- ▶学生の就業体験(インターンシップ)、工場見学など体験の機会の提供に努める。



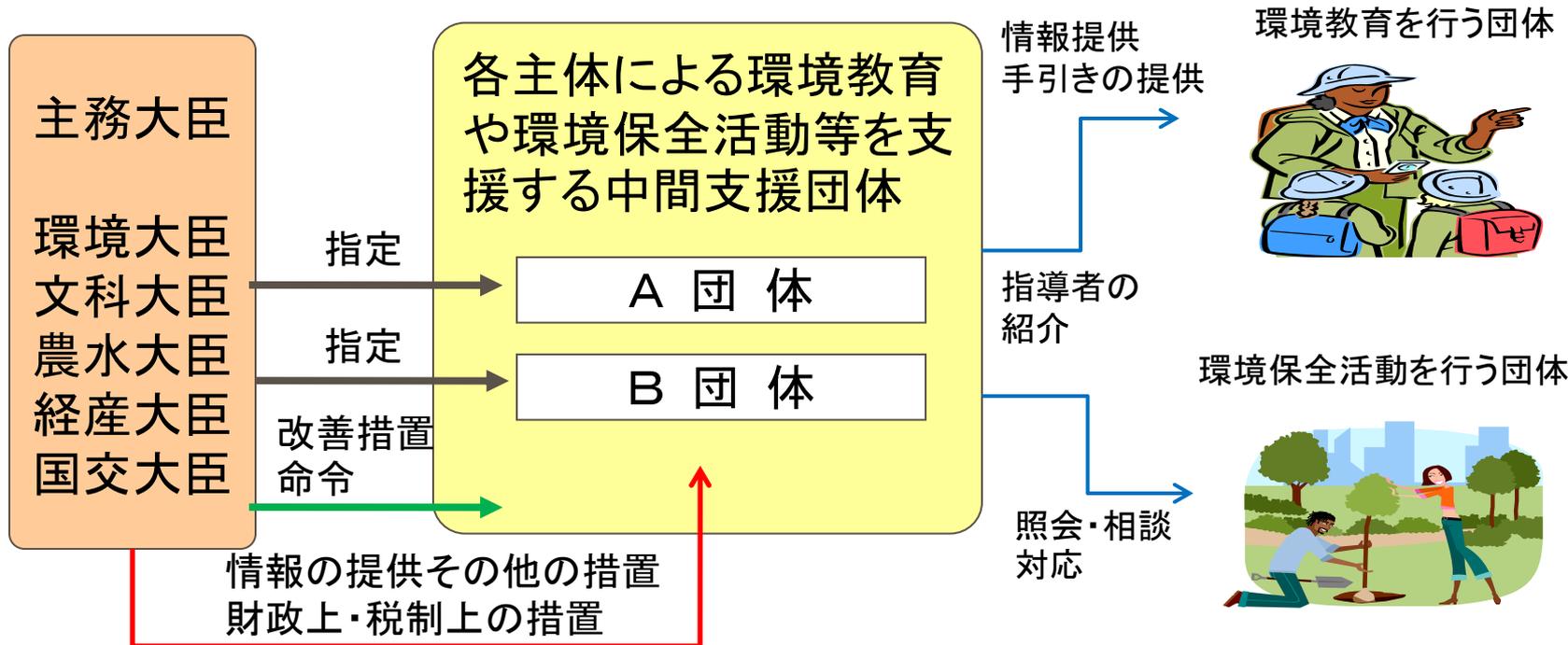
※国、地方公共団体は、民間団体や事業者に対し、これらの取組を支援するため、指導者や資料等に関する情報の提供その他必要な支援を行うよう努める。



環境教育等支援法人(第10条の2)

※新規事項

国は、各主体による環境教育等の取組を支援する環境教育等支援法人を指定する制度を導入。



想定される指定法人のイメージ

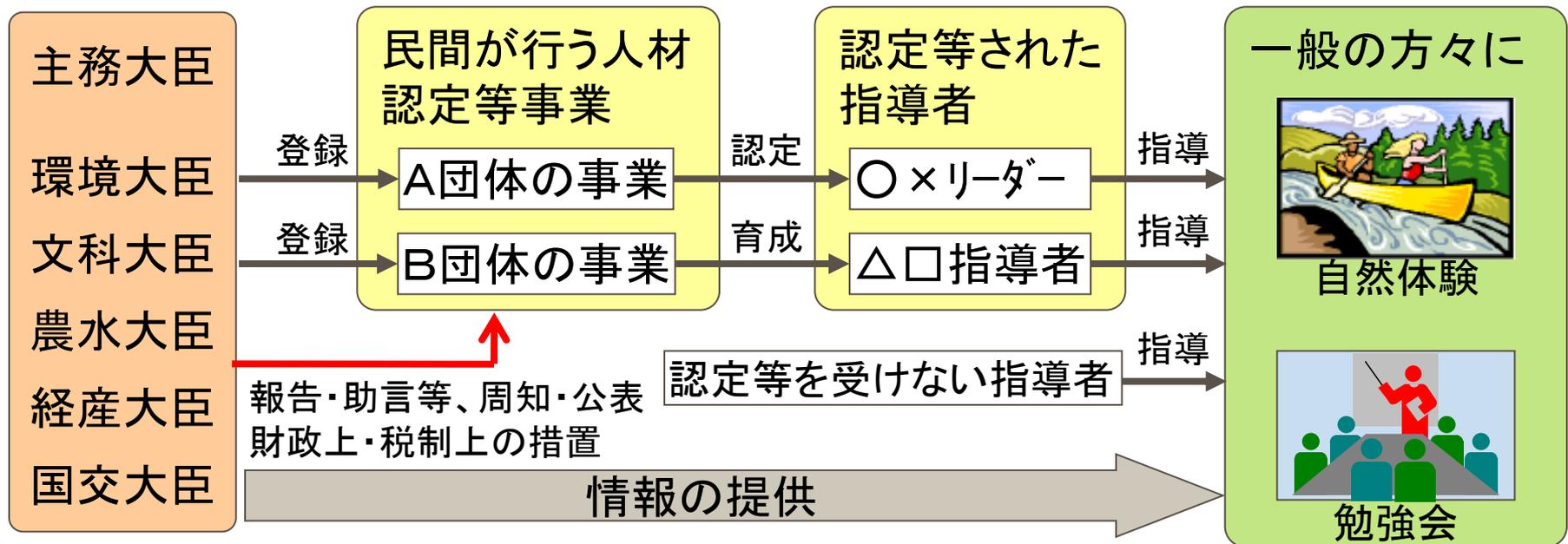
NPO法人◎◎協議会：自然体験活動に取り組む機関、団体間の交流支援を行うとともに、調査研究・普及啓発等を実施

NPO法人▲▲環境活動支援協会：環境教育・学習の相談・アドバイス、環境学習システムの開発、講師の派遣等



人材認定等事業の登録等(第11条～第18条)

- 国は、民間団体、事業者などが行う環境保全に関する指導者を育成・認定する事業を登録する制度。
- 今回の法改正により、登録対象として、「**協働取組のファシリテーターの認定等**」や「**環境教育の教材開発事業等**」を追加



登録事業者(33団体:平成21年4月現在)

- 登録事業例: 自然体験活動リーダー育成講座(NPO法人自然体験学校)
- 森林インストラクター養成講座(社団法人 全国森林リクリエーション協会)
- グリーンセイバー(マスター)検定制度(NPO法人樹木・環境ネットワーク協会)



拠点としての機能を担う体制の整備(第19条)

国、地方公共団体は、以下の拠点としての機能を担う体制を整備(地方公共団体については、努力義務)。

- 環境の保全に関する情報、資料を収集し、提供する。
- 環境の保全に関する人材育成のマニュアルについての照会や相談に応じて助言を行う。
- 国民、民間団体、事業者が情報交換や交流を行う機会や場を提供する。

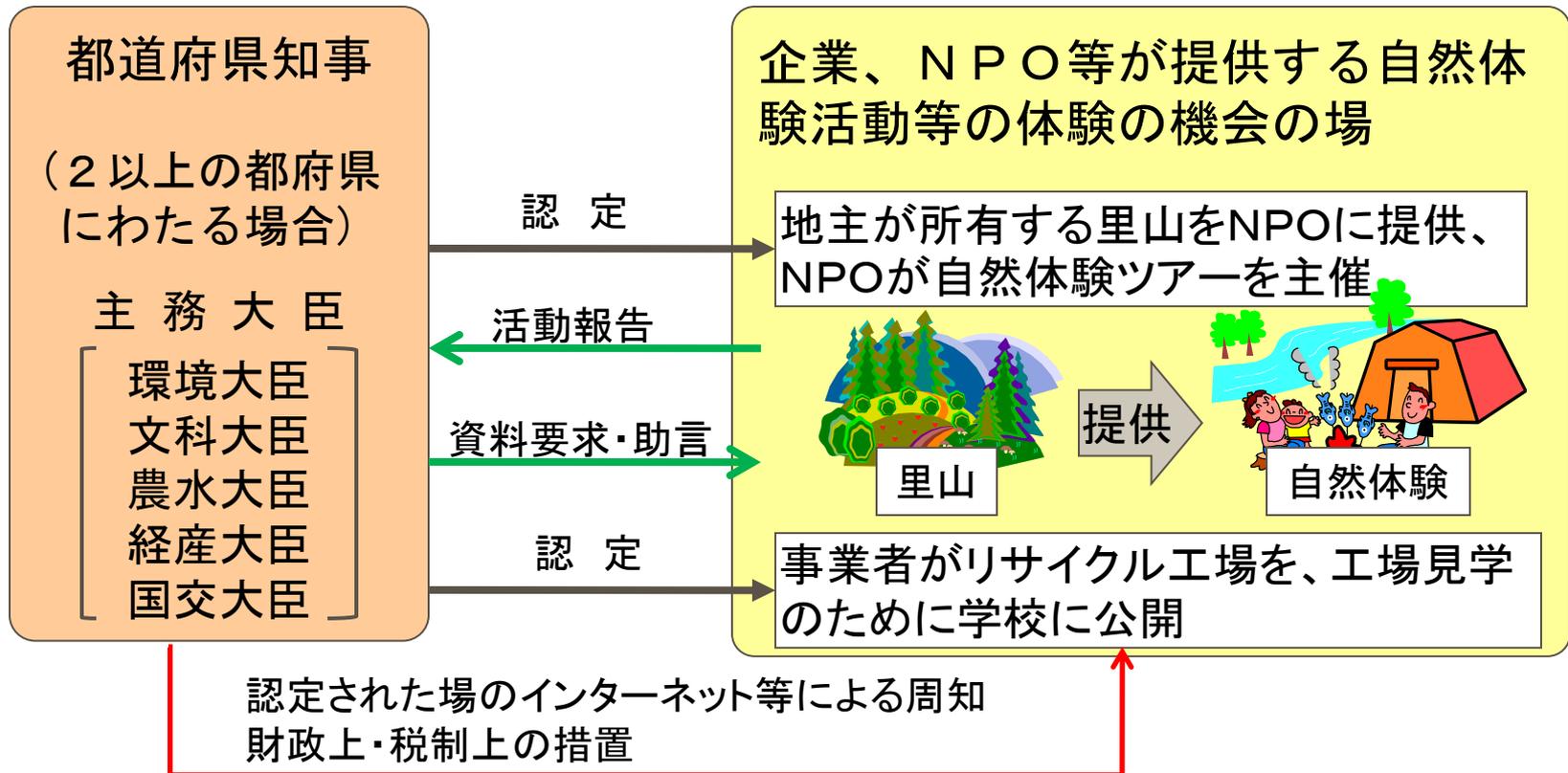


※新たな施設を建設するのではなく、既存の施設を最大限活用し、以上の機能を担う体制を整備することを想定。



体験の機会の場の認定(第20条～第20条の9) ※新規事項

民間の団体が提供する自然体験活動等の体験の機会に対し、都道府県知事が認定する制度を導入。



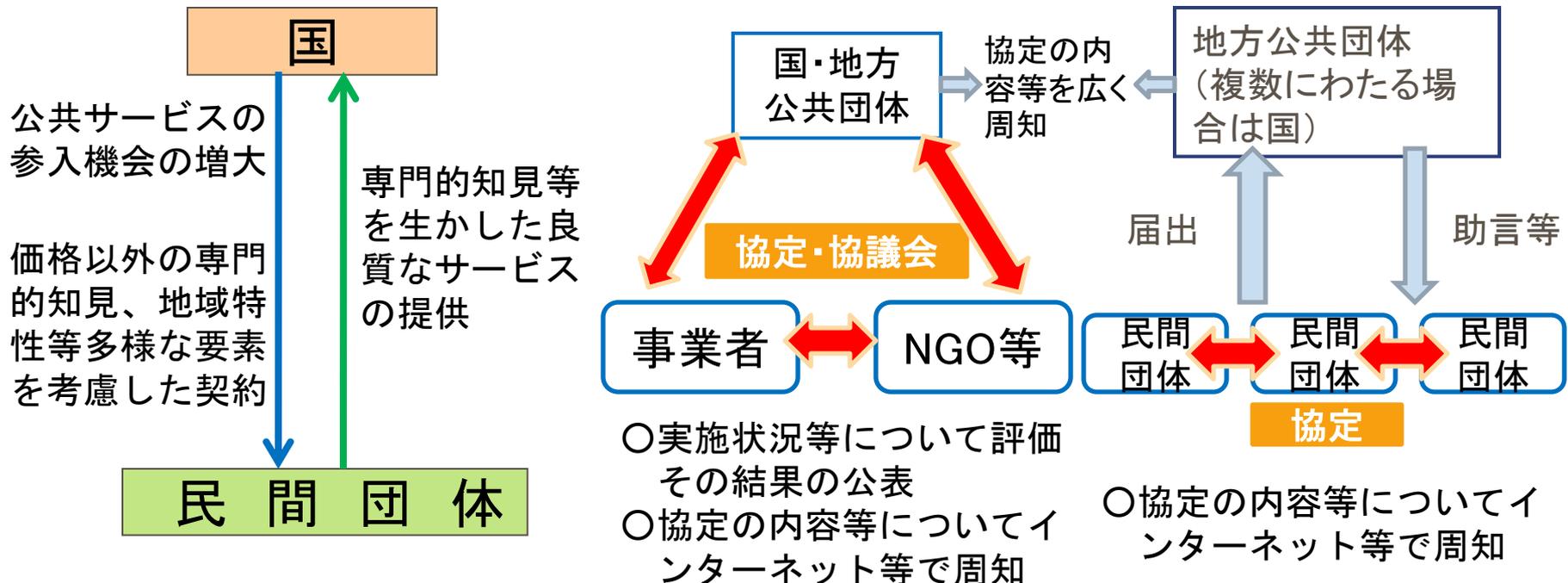


協働取組の推進(第21条～第21条の5)

※ほぼ新規事項

公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮

協働取組推進のための協定制度



パートナーシップの取組の推進



経済的価値の付与(第22条)

国、地方公共団体は、国民の環境の保全に配慮する行動に対して経済的価値が付与される仕組み（エコポイント）の普及を通じ、当該行動を促進するよう努める。

環境保全活動の事業化(第22条の2)

国、地方公共団体は、環境の保全に資する活動の事業化に必要な財政上又は税制上の措置などを講ずるよう努める。

財政上の措置等(第22条の3)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、協働取組を推進する上で重要な環境の保全に関する人材の育成その他の取組を効果的に実施するため、必要な財政上又は税制上の措置などを講ずるよう努める。

情報の積極的公表(第23条)

国、地方公共団体、民間団体、事業者は、環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努める。



表彰(第23条の2)

主務大臣は、環境教育等を行う国民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

配慮等(第24条)

国、地方公共団体は、
○国民、民間団体、事業者の
自立性を阻害しないよう配慮
○公正性、透明性を確保
するよう努める。

環境教育等推進会議(第24条の2)

政府は、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員で構成する環境教育等推進会議を設置、環境教育等の連絡調整を図る

環境教育等の推進に関し専門的知識を有する者によって構成する環境教育等推進専門家会議を設置。
環境教育等推進会議に進言。